

自 2023年4月 1日
至 2024年3月31日

第14期事業報告書

東京都中央区日本橋3丁目6番2号
一般財団法人日本ADR協会

目 次

第14期 事業報告書

1.	事業活動の概要	1
	Ⅰ 「2023年度シンポジウム」（オンライン開催）	1
	Ⅱ 「実務研修・実務情報交換会」（オンライン開催）	1
	Ⅲ 「ADR機関情報検索システム」の構築・運用	2
	Ⅳ 「相談機関とのオンラインマッチング」プロジェクト	2
	Ⅴ ADR法制の改善に関する提言・検討	2
	Ⅵ ODRの推進に関する検討	3
	Ⅶ ADRの日（12月1日）・週間についての協力活動	4
2.	ADR調査企画委員会開催状況	5
3.	評議員会開催状況	8
4.	理事会開催状況	9
5.	会 員	11
6.	貸借対照表	12
7.	正味財産増減計算書	13
8.	財務諸表に対する注記	14
9.	財産目録	15
10.	監事監査報告書	16

第14期 事業計画書

1.	2023年度事業計画	18
2.	2023年度収支予算書	20
3.	評議員・理事・監事一覧	21

1. 事業活動の概要

I 2023年度シンポジウム

「政策ツールとしてのADR：ADRのパラダイムシフトに向けて」

日時：2023年11月20日（月）14：00～17：00

会場：会場（公益社団法人商事法務研究会 会議室）および
Zoomウェビナーによるハイブリッド開催

【司会】 当協会 ADR 調査企画委員会委員長・東京大学教授 垣内 秀介

◆ご挨拶◆

法務省司法法制部審査監督課長 本多 康昭

◆基調講演◆

当協会代表理事、京都大学大学院法学研究科教授 山田 文

◆パネルディスカッション◆

【パネリスト(五十音順)】

経済産業省商務情報政策局情報経済課 ガバナンス戦略国際調整官	飯野 悠介
当協会調査企画委員会委員、九州大学大学院法学研究院教授	入江 秀晃
当協会理事・調査企画委員会副委員長、弁護士	河井 聡
第二東京弁護士会業務支援室嘱託弁護士（仲裁センター運営委員会担当）	國本 大貴
厚生労働省雇用環境・均等局在宅労働課 フリーランス就業環境整備室室長補佐	栗栖 崇
当協会調査企画委員会委員、立教大学法学部特任准教授	渡邊 真由

出席者：約 100 名

II 2023年度実務研修・実務情報交換会

「和解条項作成の基本－改正ADR法における『特定和解』の導入をめぐって－」

日時：2024年3月6日（水）14：00～17：00

会場：AP東京八重洲 Xルーム

【司会】 当協会 ADR 調査企画委員会委員長、東京大学教授 垣内 秀介

◆開会ご挨拶◆

当協会代表理事、京都大学教授 山田 文

◆ご挨拶◆

法務省大臣官房司法法制部審査監督課長 本多 康昭

◆「法改正に伴う制度概要の説明」◆

法務省大臣官房司法法制部付 二宮正一郎

◆「和解条項作成の基本－改正ADR法における『特定和解』の導入をめぐって－」◆

弁護士、全国銀行協会あっせん委員会委員長 田中 豊

◆協会の活動報告・閉会ご挨拶◆

当協会理事・ADR調査企画委員会委員長・東京大学教授 垣内 秀介

会場参加者：約 10 名
録画視聴者：約 200 名

※今回は、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律」が 2024 年 4 月 1 日に施行され、「特定和解」が導入されるにあたり、「和解条項作成の基本」について多くの関係者に周知するため、当日は会員を対象として会場において開催し、後日録画を HP に公開した。

Ⅲ 「ADR機関情報検索システム」の構築・運用

利用者・相談機関の視点でADR機関へのより良いアクセスを図るために、ADR機関に参加を呼びかけデータをいただいで、検索システムを当協会のホームページ上に構築し、運用を続けている。現在 55 機関のデータが公開されている (https://japan-adr.or.jp/search/adr_search.php)。

検索のインデックスは、相談機関の方々と協議のうえ、紛争の種類、実績、手続実施者の属性、手数料、土日対応など実用的できめ細かなものとなるよう工夫している。また、各ADR機関には、PRポイントを記載していただくよう依頼しており、これにより各ADR機関の“顔”が見えてきている。

今後とも利用者・相談機関からの意見を聞いて改善を図り、また、参加ADR機関の増加やデータ更新を呼びかけていく予定である。

Ⅳ 「相談機関とのオンラインマッチング」プロジェクト

紛争を抱えた人は、まずは消費生活センター等の各種相談機関へ相談する例が多いことから、ADR機関をより身近なものとして位置付けていくために、相談機関とADR機関の連携強化が重要であると考えられる。相談機関へのアンケートにおいても、ADR機関との相互交流の重要性が指摘される。そこで、2015 年度より、ADR機関が相談機関を訪れ、ADR関連業務に関するヒアリングを通じて相互の交流・協力関係を構築することを目的として、「相談機関訪問ヒアリング」のプロジェクトを実施してきた。

2021 年度以降、現下の社会状況に鑑み、関係省庁との調整を経て、相談機関とADR機関がオンラインで面談し、情報交換を行う「オンラインマッチング」プロジェクトにリニューアルし、参加募集を行っている。

Ⅴ ADR法制の改善に関する提言・検討

当協会は、ADR法（平成 16 年法第 151 号）の施行から 5 年を経過した 2012 年 4 月、協会内外のADR関係者の意見を集約し、提言「ADR法の改正に向けて」（2012 年提言）を法務大臣宛に提出

した。しかし、その後法務省に設置された「ADR法に関する検討会」がとりまとめた報告書では、運用面の改善という角度から当協会の提言の趣旨に沿った施策が提案された点もみられたものの、法改正そのものについては、なお実現に至らなかった。

2017年の同法の施行10年を機に、改めて、ADR法制及びその運用について改正・改善の必要性を検討すべきものと考え、当協会内外の関係者に対してアンケート調査を実施するとともに（65件の回答が寄せられた）、さらに関係者との意見交換を経て、「ADR法制の改善に関する提言案」（2018年提言）をまとめ、2018年4月、法務大臣宛に提出した。

その後、最高裁判所や日本弁護士連合会等と2018年提言を踏まえて協議を継続していたところ、2020年、諮問を受けて、法制審議会仲裁法制部会でADR法の改正を含めた調査審議が開始された。2021年3月には「仲裁法等の改正に関する中間試案」が公表され、調停による和解合意に執行力を付与する制度の創設など当協会の提言の趣旨に沿う内容が含まれており、同年5月、当協会もパブリックコメントをとりまとめ、提出した。その後の調査審議を経て、2022年2月4日開催の仲裁法制部会会議において、中間試案を踏まえた「調停による和解合意に執行力を付与し得る制度の創設等に関する要綱案」が決定された。

要綱案に基づいて法案化された「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案」及び「仲裁法の一部を改正する法律案」は、シンガポール調停条約の実施法（「調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約の実施に関する法律案」）とともに、2023年2月28日に国会に提出され、同年4月21日に可決成立し、4月28日にそれぞれ法律第17号、15号、16号として公布された。

当協会は、かねてより債務名義作成に係る実務を実務研修・実務情報交換会で取り上げてきたが、2023年度は、上記法改正及び伴う諸法令改正の概要とともに、債務名義作成に係る実務のあり方について詳細な研修を行った。この研修はHPにて非会員にも閲覧を許可したところ、多数の機関・関係者から閲覧申込み等があり、ADR実務の向上に貢献するとともに、当協会のプレゼンスを広範囲にアピールする副次的効果もあった。

VI ODRの推進に関する検討

ADRをオンラインで行うODRの利用推進に関し、当協会は早くから実務研修・実務情報交換会等を通じて取り組んできた。2019年度にはODRの利活用に関してADR機関・相談機関にアンケート調査を実施し（46機関から回答が寄せられた）、その結果を当協会HPで公開するとともに、内閣府日本経済再生本部「ODR活性化検討会」で報告した。これらの実績を踏まえて、2020年3月に公表されたODR活性化検討会「ODR活性化に向けた取りまとめ」では、当協会がODRの推進を担う主体の一つとされた。

その後、2020年9月、法務省に「ODR推進検討会」が設置され、当協会及び当協会関係者が委員として参加した。この検討会では、和解合意への執行力付与及びそれに伴う認証制度の見直しの可否等について調査審議が行われ、2021年3月に、当協会の提言（上記V参照）に沿った内容を含む「ADRにおいて成立した和解合意に執行力を付与することの是非についての取りまとめ」が公表された。

また、2022年1月24日に法務省から「ODRの推進に関する基本方針～ODRを国民に身近なものとするためのアクション・プラン～」案が公表され、当協会はこれに対する意見を取りまとめて提

出した。2022年3月、同「基本方針」が確定されたが、ここでも、当協会の役割の重要性が言及されている。

なお、2021年3月、オンライン調停の利用促進のためには具体的な条項案の例示が有用と考えられることから、法務省の提案について意見を提出し、実務研修・情報交換会において報告を行った。

その後、上記「基本方針」に基づき、「ODR推進会議」およびその下に「実装・AI技術の活用検討WG」「周知・広報WG」が設置された。当協会の関係者複数人がこれらの会議体メンバーに任命されており、政策実現に向けて貢献している。

VII ADRの日（12月1日）・週間についての協力活動

法務省は、ADR事業者と相談機関との連携の在り方、連携を強化するための方策についての意見交換等を行い、参加者間におけるADR事業者と相談機関との連携の重要性等についての認識を共有するとともに、連携強化のための一層効果的な取組につなげることを目的として、2018年度より「かいけつサポート利用促進コンソーシアム」を開催し、当協会が協力を行ってきた。同省は2022年度より12月1日*を「ADRの日」、同日から12月7日までを「ADR週間」と定め、「ADRの日」には相談機関等との連携を目的として「オンライン・フォーラム」を開催することとなり、引き続き当協会関係者が出席・協力をしてきた。2023年度は、「ADRの日 オンライン・フォーラム『ADR・ODRへの更なるアクセス向上のために』」において、代表理事が基調講演を行った。

※ 「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」の公布日

2. ADR調査企画委員会開催状況

〔第1回委員会〕

日 時：2023年4月19日（水）14：30～16：30

場 所：オンライン

- 内 容：Ⅰ 新任の委員の委嘱について
Ⅱ 実務研修・実務情報交換会について（報告）
Ⅲ 2023年度シンポジウムについて
Ⅳ その他

〔第2回委員会〕

日 時：2023年6月2日（金）17：00～19：00

場 所：オンライン

- 内 容：Ⅰ 新任の委員の委嘱について
Ⅱ 実務研修・実務情報交換会のアンケートの取扱いについて
Ⅲ 2023年度シンポジウムについて
Ⅳ その他

〔第3回委員会〕

日 時：2023年7月27日（木）10：30～12：30

場 所：オンライン

- 内 容：Ⅰ 新任の委員の委嘱について
Ⅱ 実務研修・実務情報交換会のアンケートの取扱いについて
Ⅲ 2023年度シンポジウムについて
Ⅳ その他

〔第4回委員会〕

日 時：2023年9月21日（木）10：00～20：30

場 所：オンライン

- 内 容：Ⅰ 新任委員の小委員会の分担について
Ⅱ 実務研修・実務情報交換会のアンケートの取扱いについて
Ⅲ 2023年度シンポジウムについて
Ⅳ その他

〔第5回委員会〕

日 時：2023年12月15日（金）14：00～16：00

場 所：オンライン

- 内 容：Ⅰ 新任委員の小委員会の分担について
Ⅱ 2023年度シンポジウムについて
Ⅲ 2023年度実務研修・実務情報交換会について

IV その他

〔第6回委員会〕

日 時：2024年3月21日（木）17:00～19:00

場 所：オンライン

内 容：I 2023年度実務研修・実務情報交換会について（報告）

II 2024年度各小委員会の事業計画・予算について

III 2024年度シンポジウムについて

IV その他

ADR調査企画委員会委員

【委員長】

垣内 秀介 東京大学教授

【副委員長】

河井 聡 森・濱田松本法律事務所 弁護士

【総務・広報小委員会】

入江 秀晃 九州大学教授

河井 聡 森・濱田松本法律事務所 弁護士 (副委員長)

小泉 道子 家族のためのADRセンター離婚テラス代表

万代栄一郎 株式会社ODR Room Network 代表取締役

森 理俊 S&W 国際法律事務所 弁護士、株式会社AtoJ 代表取締役

渡邊 真由 立教大学特任准教授

【相談機関とADR機関との連携に関する小委員会】

九石 拓也 ひかり総合法律事務所 弁護士

佐藤 昌之 特定非営利活動法人ITS Japan 法務主査

森 大樹 長島・大野・常松法律事務所 弁護士

森 倫洋 AI-EI 法律事務所 弁護士

山川 良知 山川・増山総合法律事務所 弁護士

【ADR法制問題小委員会】

出井 直樹 小島国際法律事務所 弁護士

垣内 秀介 東京大学教授

鯉渕 健 AI-EI 法律事務所 弁護士

辰野 嘉則 森・濱田松本法律事務所 弁護士

横路 俊一 北海道大学准教授 弁護士

(2024年3月31日現在)

3. 評議員会開催状況

〔第14回（定時）評議員会〕

日 時：2023年6月28日（木）

場 所：電磁的記録方法による

＜決議事項＞

第1号議案 2022年度事業報告の件

第2号議案 2022年度決算報告の件

第3号議案 評議員2名選任の件

＜報告事項＞

2023年度事業計画及び予算の件

2023年6月19日、代表理事山田文が評議員の全員に対して上記評議員会の目的である事項について提案及び通知を發し、当該提案及び通知につき、2023年6月28日までに評議員の全員から書面または電磁的記録により同意の意思表示を得たので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条及び第195条に基づき、当該提案を可決する旨の評議員会の決議及び当該通知に基づく報告があったものとみなされた。

4. 理事会開催状況

〔第1回理事会（臨時）〕

日 時：2023年6月15日（木）

開催方法：電磁的記録方法による

I. 決議事項

第1号議案 定款第52条第2項の規定に基づき、以下の者（小泉道子）にADR調査企画委員規則第3条に定める「調査企画委員会委員」を委嘱する。

第2号議案 定款第52条第2項の規定に基づき、以下の者（森理俊）にADR調査企画委員規則第3条に定める「調査企画委員会委員」を委嘱する。

第3号議案 法務省実施「ADRの日（週間）」（2023年12月1日から12月7日）について、同省から協力依頼の申出があり、これを承認する。

〔第2回理事会（通常）〕

日 時：2023年7月3日（月）

開催方法：電磁的記録方法による

I. 決議事項

第1号議案 2022年度決算報告及び2022年度事業報告承認の件

第2号議案 2023年度事業計画及び2023年度予算を評議員会に報告する件

第3号議案 評議員の辞任と選任について評議員会に提案する件

第4号議案 評議員会を2023年6月19日（月）付で電磁的方法による書面決議を開催し、上記の第1号議案から第3号議案を議題とすることとし、評議員会を開催する件（定款第38条第1項(2)）

〔第3回理事会（臨時）〕

日 時：2023年9月8日（金）

開催方法：電磁的記録方法による

I. 決議事項

第1号議案 公益財団法人日本スポーツ仲裁機構主催シンポジウム（2023年9月22、23日開催予定）について、同法人から後援依頼の申出があり、これを承認する。

〔第4回理事会（臨時）〕

日 時：2023年9月22日（金）

開催方法：電磁的記録方法による

I. 決議事項

第1号議案 一般社団法人事業再生実務家協会主催シンポジウム（2023年11月2日開催予定）について、同法人から後援依頼の申出があり、これを承認する。

〔第5回理事会（臨時）〕

日 時：2024年2月27日（火）

開催方法：電磁的記録方法による

I. 決議事項

第1号議案 一般財団法人日本ODR協会主催のシンポジウム（2024年3月27日開催予定）について、同協会から後援依頼の申出があり、これを承認する。

〔第6回理事会（通常）〕

日 時：2024年3月27日（水）13：30～15：30

開催方法：WEB会議システム

I. 決議事項

第1号議案 2024年度事業計画の件

第2号議案 2024年度予算の件

第3号議案 その他

5. 会 員

〔団体会員〕

- ・特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター
- ・公益社団法人民間総合調停センター
- ・全国社会保険労務士会連合会
- ・公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会
- ・日本行政書士会連合会
- ・一般社団法人事業再生実務家協会
- ・日本弁理士会
- ・一般社団法人日本商事仲裁協会
- ・日本司法書士会連合会
- ・公益財団法人日本スポーツ仲裁機構
- ・京都府社会保険労務士会
- ・一般財団法人家電製品協会
- ・神奈川県司法書士会調停センター
- ・公益財団法人自動車製造物責任相談センター
- ・一般社団法人日本共済協会
- ・一般社団法人日本流通自主管理協会
- ・大阪土地家屋調査士会
- ・一般財団法人ソフトウェア情報センター
- ・神奈川県行政書士会
- ・日本土地家屋調査士会連合会
- ・愛媛県土地家屋調査士会
- ・一般社団法人全国銀行協会
- ・行政書士 ADR センター新潟
- ・近畿司法書士会連合会
- ・立教大学観光 ADR センター
- ・北海道行政書士会
- ・一般社団法人日本損害保険協会
- ・一般社団法人生命保険協会
- ・企業再建・承継コンサルタント協同組合
- ・一般社団法人日本不動産仲裁機構
- ・日本知的財産仲裁センター
- ・鹿児島県土地家屋調査士会
- ・一般社団法人家族のための ADR 推進協会
- ・神奈川県社会保険労務士会
- ・公益社団法人家庭問題情報センター
- ・株式会社 AtoJ
- ・一般財団法人 びじっと・離婚と子ども問題支援センター
- ・香川県行政書士会

〔賛助会員〕

- ・公益社団法人商事法務研究会
このほか、個人の賛助会員 6 名

(2024 年 3 月 31 日現在)

貸借対照表

2024年 3月31日現在

(単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度(参考)	増 減
I 資産の部			
1.流動資産			
現金及び預金	8,685,224	7,225,077	1,460,147
未収賛助会費	0	20,000	△ 20,000
流動資産合計	8,685,224	7,245,077	1,440,147
2.固定資産			
基本財産			
定期預金	3,000,000	3,000,000	0
基本財産合計	3,000,000	3,000,000	0
固定資産合計	3,000,000	3,000,000	0
資産合計	11,685,224	10,245,077	1,440,147
II 負債の部			
1.流動負債			
未払金	280,756	185,440	95,316
未払法人税等	70,000	70,000	0
預り金	9,096	13,644	△ 4,548
流動負債合計	359,852	269,084	90,768
負債合計	359,852	269,084	90,768
III 正味財産の部			
1.指定正味財産	0	0	0
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)
2.一般正味財産	11,325,372	9,975,993	1,349,379
(うち基本財産への充当額)	(3,000,000)	(3,000,000)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)
正味財産合計	11,325,372	9,975,993	1,349,379
負債及び正味財産合計	11,685,224	10,245,077	1,440,147

正味財産増減計算書

2023年4月1日から2024年3月31日まで

(単位:円)

科 目	当 年 度	前年度(参考)	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1.経常増減の部			
(1)経常収益			
①基本財産運用益	51	51	0
基本財産受取利息	51	51	0
②受取会費	3,350,000	3,265,000	85,000
正会員受取会費	2,800,000	2,750,000	50,000
賛助会員受取会費	550,000	515,000	35,000
③雑収益	69	102,061	△ 101,992
受取利息	69	61	8
雑収益	0	102,000	△ 102,000
経常収益計	3,350,120	3,367,112	△ 16,992
(2)経常費用			
①事業費	1,531,666	1,409,095	122,571
旅費交通費	136,240	181,280	△ 45,040
通信運搬費	168	0	168
諸謝金	935,508	723,905	211,603
会議費	105,550	286,000	△ 180,450
委託費	215,600	77,000	138,600
雑費	138,600	140,910	△ 2,310
②管理費	469,075	530,057	△ 60,982
旅費交通費	27,760	0	27,760
通信運搬費	112,402	116,561	△ 4,159
業務委託費	181,093	278,686	△ 97,593
租税公課	80,500	70,000	10,500
会議費	0	0	0
雑費	67,320	64,810	2,510
経常費用計	2,000,741	1,939,152	61,589
評価損益等調整前当期経常増減額	1,349,379	1,427,960	△ 78,581
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	1,349,379	1,427,960	△ 78,581
2.経常外増減の部			
(1)経常外収益	0	0	0
(2)経常外費用	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	1,349,379	1,427,960	△ 78,581
一般正味財産期首残額	9,975,993	8,548,033	1,427,960
一般正味財産期末残高	11,325,372	9,975,993	1,349,379
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	11,325,372	9,975,993	1,349,379

財務諸表に対する注記(2023年度)

1. 重要な会計方針

- (1) 消費税等の会計処理
 税込方式による

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
定期預金	3,000,000 円	0 円	0 円	3,000,000 円
合計	3,000,000	0	0	3,000,000

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産からの 充当額)	(うち一般正味財産からの 充当額)	(うち負債に対応する 額)
基本財産				
定期預金	3,000,000 円	-	(3,000,000) 円	-
合計	3,000,000	-	(3,000,000)	-

附属明細書(2023年度)

1. 基本財産及び特定資産の明細

財務諸表の注記に記載しているため、内容の記載を省略する。

2. 引当金の明細

該当なし。

財産目録(資産の部)

(2024年3月31日現在)

(単位:円)

科 目	内 訳	金 額		
I 資産の部				
1. 流動資産				
現金及び預金				
普通預金	みずほ銀行銀座支店	8,685,224		
流動資産計			8,685,224	
2. 固定資産				
基本財産				
定期預金	みずほ銀行銀座支店	3,000,000		
固定資産合計			3,000,000	
資産合計				11,685,224

財産目録(負債・正味財産の部)

(2024年3月31日現在)

(単位:円)

科 目	内 訳	金 額		
II 負債の部				
未払金			280,756	
	立替交通費	55,120		
	謝礼金	111,370		
	(公社)商事法務研究会	110,000		
	その他	4,266		
未払法人税等	都民税均等割		70,000	
預り金	報酬源泉税		9,096	
負債合計				359,852
正味財産				11,325,372

監事監査報告書

2023年4月1日より2024年3月31日までの第14期事業年度における財産の状況並びに理事の業務執行の状況について監査を行った結果、財産の状況については事業報告書に適正に表示されているものと認め、また、理事の業務執行については適法かつ適正に行われているものと認めます。

以上

2024年6月1日

一般財団法人日本ADR協会

監事 小林信明 ㊞

監事 森田康裕 ㊞

自 2024年4月 1日
至 2025年3月31日

第15期事業計画書

1. 2024年度事業計画

(1) ADRに関する制度のあり方の検討事業

ADR和解への執行力付与に関し、本年4月1日の「調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約（調停に関するシンガポール条約）」の発効と同日に「調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約の実施に関する法律」が施行され、また「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律」の施行も予定されることを踏まえ、これら法改正に伴う制度整備や実務改善について、情報収集や発信、関係各所との意見交換など、必要な対応を検討し実施する。

(2) ADRに関する調査・研究事業

(1)の事業を含めADRに関する制度改善を推進するため、「ADR法に関する検討会報告書」及び「ODRの推進に関する基本方針」において記載された、モデルルールの策定や手続規則類の収集等について、法務省とも随時協議しつつ、会員各層からの意見の聴取等を行うなど、当協会として必要な調査・研究を行う。

(3) ADRの利用に係る広報および啓発事業

ADR法改正後の状況の把握と、必要な制度上および運用上の措置を討議するため、シンポジウムを開催する。

さらに、ADR機関に関する広報活動の一環として、HPの保守・更新のほか、ウェブサイト上の「ADR機関情報検索システム」への参加の呼びかけ、検索項目の見直し、及びコンテンツの一層の充実化を進める。

また、SNS等の媒体を使った情報発信として2022年度からX（旧Twitter）の運用を行っており、本年度も継続する。加えて、本年度からは、会員や弁護士会ADR、その他のADR/ODR事業者の活動状況を紹介するためのPodcast配信を開始する予定である。

(4) ADR従事者（手続実施者、事務局員等）に対する研修事業

a. ADRに関係する団体・個人の資質の向上を図るため、研修会を開催する。

b. 仲裁ADR法学会の機関誌『仲裁とADR』の本年度号を当協会の会員分購入し、これを会員に配付する。また、日本商事仲裁協会から寄贈いただいている機関誌『JCAジャーナル』電子版を当協会の会員に配付する。

(5) ADRに関係する団体・個人の連携を図る事業

ADRに関係する団体・個人間の連携を図り、制度改善等のための情報交換・共有の場として、相談機関、情報提供機関との意見交換会を開催する。併せて、2021年度から実施している、各地の消費生活センターとADR機関がオンラインで直接面談し情報交換を行うための基盤提供事業を継続しつつ、本年度は、当該事業の効果測定調査を行う。

(6) ADR機関のODRの実施に向けた検討のサポート

各ADR機関がオンラインでの申立て、案件管理及び案件処理を行うことをサポートするた

めに、上記（２）に記載したODR実施のための手続規則の検討のほか、オンラインプラットフォーム構築の支援など、必要な研究、検討を進める。

（７）ADRに関する業務を行う団体への利用者からの苦情の処理に係る事業
苦情処理に関するADR団体のニーズの有無等について調査を行う。

（８）前各号に掲げるもののほか、ADRに対する社会の理解と信頼を醸成し、ADRおよびそれを支える制度の健全な振興を図るために必要な事業

当協会定款第３条の定める「ADR（裁判外紛争解決）による個々の紛争の円滑かつ円満な解決が社会により大きな利益をもたらすようにすることを目指し、ADRに係る団体・個人による関連する制度改善等のための情報交換・共有の場を提供するとともに、ADRに対する社会の理解と信頼を醸成し、ADR及びそれを支える制度の健全な振興を図ること」という目的に資する諸活動を行う。

2024年度収支予算書(案)

2024年4月1日から2025年3月31日まで

(単位:円)

科 目	前年度予算案	予算額	差 異
I 一般正味財産増減の部			
1.経常増減の部			
(1)経常収益			
①基本財産運用益	3,000	3,000	0
基本財産受取利息	3,000	3,000	0
②受取会費	3,500,000	3,500,000	0
正会員受取会費	3,000,000	3,000,000	0
賛助会員受取会費	500,000	500,000	0
③雑収益	51,000	51,000	0
受取利息	1,000	1,000	0
雑収益	50,000	50,000	0
経常収益計	3,554,000	3,554,000	0
(2)経常費用			
①事業費	2,800,000	3,210,000	△ 410,000
旅費交通費	600,000	300,000	300,000
通信運搬費	100,000	100,000	0
印刷製本費	50,000	10,000	40,000
諸謝金	1,000,000	1,000,000	0
会議費	650,000	650,000	0
委託費	250,000	950,000	△ 700,000
雑費	150,000	200,000	△ 50,000
②管理費	750,000	710,000	40,000
旅費交通費	100,000	100,000	0
通信運搬費	130,000	130,000	0
印刷製本費	50,000	10,000	40,000
業務委託費	200,000	200,000	0
租税公課	100,000	100,000	0
会議費	50,000	50,000	0
雑費	120,000	120,000	0
経常費用計	3,550,000	3,920,000	△ 370,000
評価損益等調整前当期経常増減額	4,000	△ 366,000	370,000
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	4,000	△ 366,000	370,000
2.経常外増減の部			
(1)経常外収益	0	0	0
(2)経常外費用	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	4,000	△ 366,000	370,000
一般正味財産期首残高	8,548,033	9,975,993	△ 1,427,960
一般正味財産期末残高	8,552,033	9,609,993	△ 1,057,960
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0		0
指定正味財産期首残高	0		0
指定正味財産期末残高	0		0
III 正味財産期末残高	8,552,033	9,609,993	△ 1,057,960

評議員・理事・監事

【評議員】

評議員会議長	道垣内正人	弁護士・早稲田大学教授
評議員	石橋 正人	公益財団法人自動車製造物責任相談センター 常務理事・事務局長
評議員	伊藤 眞	弁護士・東京大学名誉教授
評議員	稲野邊 俊	公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会 不動産鑑定士調停センター運営委員会委員長
評議員	大野 実	全国社会保険労務士会連合会 会長
評議員	岡田潤一郎	日本土地家屋調査士会連合会 会長
評議員	小澤 吉徳	日本司法書士会連合会 会長
評議員	小津 博司	弁護士・元検事総長
評議員	貝阿彌 誠	弁護士・元東京地方裁判所長
評議員	亀井 正博	一般財団法人ソフトウェア情報センター 専務理事
評議員	北川 慎介	一般社団法人日本商事仲裁協会 理事長
評議員	高橋 康文	特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター 専務理事
評議員	常住 豊	日本行政書士会連合会 会長
評議員	永沢裕美子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・ 相談員協会 副会長
評議員	永関 雅史	一般財団法人家電製品協会 家電製品 PL センター長
評議員	野村 豊弘	弁護士・日本エネルギー法研究所 理事長
評議員	松本 康幸	一般社団法人全国銀行協会 理事
評議員	吉井 雅栄	日本弁理士会 副会長

【理事】

代表理事	山田 文	京都大学 教授
業務執行理事	垣内 秀介	東京大学 教授
業務執行理事	河井 聡	弁護士
理事	出井 直樹	弁護士
理事	佐藤 昌之	特定非営利活動法人 ITS Japan 法務主査
理事	吉野 孝義	弁護士／公益社団法人民間総合調停センター 理事長

【監事】

監事	小林 信明	弁護士／一般社団法人事業再生実務家協会 専務理事
監事	森田 康裕	公認会計士／税理士／不動産鑑定士

(2024年3月31日現在)